

改正案	現行
<p>（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める自己資本の充実に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p> <p>表（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の表中「第一基準」とは、連結自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。次項において同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 この条及び次条において「子会社等」とは、法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。</p>	<p>（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第三条 法第五十二条の十七第二項の内閣府令・財務省令で定める自己資本の充実に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p> <p>表（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の表中「第一基準」とは、連結自己資本比率基準（法第五十二条の九に規定する基準をいう。次項において同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 この条及び次条において「子会社等」とは、法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。</p>